

平成18年度第3回大規模小売店舗立地審議会議事概要

日時：平成19年1月29日（月） 午後2時～午後4時

場所：厚生会館4階4A会議室

議題：1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について
（1）「ヤマダ電機テックランド大津店」の新設届出に係る審議
（2）「スター栗東店」の新設届出に係る審議
2 その他

出席委員：石川委員、塚口委員、三代澤委員、中本委員、平柿委員、山崎委員、尾賀委員、
函師委員

県出席者：山田商工観光労働部次長、村井参事、中瀬副参事、津田主査、阿部主任主事

〔議事概要〕

山田商工観光労働部次長あいさつ

議題1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について
「ヤマダ電機テックランド大津店」の新設届出含む2件について事務局資料に基づき説明

（1）「ヤマダ電機テックランド大津店」の新設届出について
建物設置者 株式会社ヤマダ電機が新設届出資料に基づき説明

会長： 交通関係のところは。

委員： 交通関係で三点、質問させて顶きたい。

一点目は、4月に交通量調査をされていることについて。御社の来客の多い時期や年間通じて交通量の多い時期があると思うが、4月時点での交通処理の可否を考えるだけで本当に十分なのか。琵琶湖大橋周辺だと季節的な変動も大きいと思われるが、そのあたりをどのようにお考えか。

二点目は、隣接してイズミヤが出店しているが、その交通動線と交錯しないのか。まずは、それぞれの事業者がそれぞれの視点で対応するものではあるが、既にこのような状況がある場合に、何か配慮すべき点があるのではないか。

三つ目は、信号制御に関して、交通関係資料の最後の方に信号現示の変更を提案されていることについて。国道477号に直交する方向の青信号時間を多くすれば、国道477号本線の青時間は少なくなる。国道477号はいくつかの信号を持っており、仮にその前後の信号と系統的な信号制御が行われているとすれば、ご提案のような信号制御の改善は現実的なのかどうか。

会長： 宜しく申し上げます。

ヤマダ電機： まず、一点目の4月に行った交通量調査について。ゴールデンウィークほどの交通量ではなく、一般的には落ち着いている時期と言われている秋とか6月頃でもない、この4月下旬であればと考えた。

次に二点目のイズミヤさんの交通動線との兼ね合いについて。ヤマダ電機としては、国道 477 号に出口 1 箇所()、市道 2008 号線に出入口 1 箇所を設けている。この市道のさらに北側にイズミヤさんの出入口があるので、来退店車両が集中することはあるが、ヤマダ電機も市道側出入口に交通整理員を配置して、イズミヤさんの来退店車両とのバランスを調整しながら、案内していこうと考えている。

三点目の信号制御が現実的かどうかについては、所轄警察とも話をさせて頂いて、確かに系統制御されていることはお聞きしているが、青信号を長くすることは可能であり、今後、警察の方としても検討していきたいという様に伺っている。

委員： 一点目の交通量の変動だが、ヤマダ電機さんのお客さんの変動としてはどうか。

ヤマダ電機： この解析には指針によるピーク時来台数を用いているが、ほかの店での通常時の休日の台数に近い。

委員： 年間の変動はどうか。

ヤマダ電機： 年間の変動でいくと、夏前と年末が最もピークとなっている。

委員： 夏の観光シーズン等でピークが重なることはないのか。

ヤマダ電機： 既存店の状況から言うと、例えば、5月の連休はご承知の通り、どちらかというを買物をするお客様よりもレジャー関係に行くお客様の方が多いということで、休日であっても他の休日に比べて来店客が少ない時期である。レジャーと買物するお客様というのは、どちらかに偏るかと思う。

来客の一番集中する時期としては、年末年始の辺だが、この大店立地法の指針からいくと一番混雑する時期ではなく年間を通しての平均的な時期ということになれば、3～4月や8～9月はやや平均的で、7月や12月は通常の月より多くなる時期と考えている。

委員： 繁忙期には何か特段の交通処理上の工夫や人的な配置を。

ヤマダ電機： 年末年始は、交通整理員を増やすということはやっている。

委員： 二点目だが、イズミヤさんとは話しをされるのか、されているのか。

ヤマダ電機： お話しをさせて頂いたし、アドバイスも頂いた。

委員： 今後、開店後に交通処理上の懸念が生じた場合には、行政や住民とも、周りの皆さんとも一緒に話し合いをするという場はあるか。

ヤマダ電機： 一緒にやるかどうかは、イズミヤさんの。

委員： 個別でも結構なので、そういう方々と話し合いをする場はお持ちか。

ヤマダ電機： 自治会さん等にもこういう計画でやるということは説明させて頂くし、もちろん所轄警察さんとも相談していきたい。周辺の住宅街に車が進入して路上駐車等が発生しないような形で運営するために、周辺の自治会さんともお話しさせて頂いて、対策を立ててほしいということについては、必要な対策をする。

委員： 最後に信号制御について、交通管理者は一般論として可能性があることはあると言われるかも知れないが、実際には簡単ではないかなと個人的には思う。

会長： ほかにあるか。今の交通の問題でも結構。

委員： 確認させて頂きたいが、駐車場への入出庫は、簡単に言うとイズミヤさんと同じ道路を使うのか。

ヤマダ電機： はい。

会長： ほかにあるか。

委員： 通学路が敷地の西側にあるとのことだが、これは小学生が歩いて通るのか、中学生が自転車で通るのか。

ヤマダ電機： 小学校、中学校両方。

委員： たくさん通るのか。

ヤマダ電機： 店舗北側のマンションにお住まいの方のお子さんが通る。

委員： 交通整理員等に立って頂くとか。

ヤマダ電機： 交通整理員については、自治会さんからも要望みたいな形では出ている。登校時間は営業時間前なので関係ないが、下校の時間帯はまちまちになる。交通整理員をどうするかは、オープンセール後の様子を見ながら進めていきたい。常時付けないと危険性があるならば、常時付けた形にしたいと思う。どちらかと言うと私共の店舗は土日型で平日というのは大体、土日の1 / 3程度の来客なので。その辺の安全性を確認した中で交通整理員の配置の時期については検討したいとは思っている。オープンセール後、直ちに交通整理員を止める形ではなく、しばらくの間は付けて状況を確認したいと思う。

会長： なるほど。

委員： 地元の堅田商工会からの要望が出ていたが、地元への還元策等については、ヤマダ電機さんはどうお考えなのか。

ヤマダ電機： 還元策とはどういうことか。

委員： 「大店立地法指針の趣旨を真摯に受け止め、地域のまちづくりおよび生活環境の保全と増進などに企業側の社会的責任として積極的に協力対応するよう指導頂きたい。出店者がその責を全うするよう要請する。」とあるが、これについてどのようにお考えか。

ヤマダ電機： その辺のことについては、具体的に行政の方から指導を頂きたい。

委員： いや、行政の指導はいい。

ヤマダ電機： 指導と言っているのではないか。あまりにも漠然としている。地域還元と言われると、そこで事業をする者は全て地域に還元しなければいけないのかどうかということ。自治会といったところには、積極的に私共も地域の一員として入らせて頂いてお互いに協力してやっていきたいとは思っているが、商工会等に加入することによって地域に還元する形になるかどうかというようなことについては、まだ検討の段階で、今のところこうするというものはない。

委員： なるほど。今、仰ったことも非常に抽象的にですよね。

ヤマダ電機： ええ。そうですね。抽象的に言われているので、抽象的な答えになってしまう。

委員： 御社は価格決定権があるほどの家電小売店でいらっしゃるから、素晴らしいと思うが、あそこの国道 477 号というのは、本当にいろんな小売店舗が出ている。そこに出てこられるということは、いろんな勝算をお持ちだと思う。それは堅田の商工会あるいは地元住民にとっても、いろんな意味でメリットもあるだろうし、デメリットもあると思う。仰る意味はよくわかるが、こういうことで自分たちはやれる様なことを、あるいは、もっと積極的にこんなことをやれたら、という様なことをお考えになっていないのかなと思って聞いた。

ヤマダ電機： 特別こういう形でというのは、そういう団体とのことについてはまだ具体的なものはない。ただ、自治会さんについては、積極的に話し合い等、必要なことを講じてやっていきたいとは思っている。

委員： 市道側出入口から北側に伸びていく道路がある。これは進入路等に利用できるような、北側は利用しないみたいなことを仰っていたが、この市道の北側は経路に利用できるような道ではないのか。

ヤマダ電機： 実際には地元の方としては通行することができる道なので、北に行くこともできるが、ここには通行不可という看板も出ている。これは大津市からもなるべく北側のマンションの方には行かせないようにして欲しいという要望もあり、市道の北側というのは誘導計画には入っていない。

委員： 同じ道路の向かいのところ、お客様がイズミヤさんに来て車を置いたままで御社の店舗に行くことがないとも限らない。市道を歩行者が横断することも想定されるのでは。

ヤマダ電機： イズミヤさんからヤマダ電機に。

委員： 逆の場合もある。

ヤマダ電機： 逆もあるが。この店舗南西角の琵琶湖大橋西詰交差点については地下通路があり、そこを歩いて渡ることができる。

委員： 市道北側のいちばん突き当たりの所に行くという想定にはなっていないのか。

ヤマダ電機： 道路の北側の方での移動は想定していない。敷地の南西角にはバリカーポールと記載しているが、これはネットフェンスではなくてお客様が通れるようになっており、そこから交差点地下道を通って、イズミヤさんの方に行く、また逆の方に流れると考えている。

委員： 移動の場合は、そこを想定しているということか。

ヤマダ電機： はい。

会長： いいか。他にあるか。

委員： 騒音で一点。c地点で予測が基準を超えている。今日、事務局から頂いた資料では、現状では、隣接地に住宅は立地していないが、将来、住宅が立地する場合には、協議の上、対応を検討すると書かれている。届出書の方には記述が見当たらないが、将来、住宅が立地する場合、協議の上、対応するという事でのよいのか。

(注：記載箇所は届出書添付資料 騒音予測計算の算出根拠 p.9)

ヤマダ電機： 将来、家が建って、もし迷惑を掛けることがある場合には、それについて対応しようとしている。

委員： 基準を超えているので、そういう時には対応しないといけませんが、その時はそれをなさるということか。

ヤマダ電機： はい。

委員： 届出書には書いていないので、その確認。

ヤマダ電機： それはする。

委員： では、結構。

会長： いいか。ほかに。

交通渋滞の問題がこの地元、大津市から出されている意見で一番大きいと思うが、例えば交差点のところでも混雑度が大体 0.9 という様なところがある。将来的には 0.9 から 1 を超えていくよう

な状況も見られるのではないかと思います。もちろん、それはヤマダ電機さんだけの問題ではないと我々は認識しているわけだが、一定程度、ヤマダ電機さんもそれに言わば加担する形になるので、先程来から出ている問題も含めて、その交通渋滞、交通安全の問題にどんな風に対応しようとしているのか、考えられているのか、ご意見をお聞かせ頂ければと思う。

差し当たって、例えば駐車場出入口については、この市道のところで限定しているが、こちらの国道 477 号の方からは入れないようにするのか。看板で出入口を指示するのであれば、例えば、どのあたりに掲示を出されるのか。併せて、入口だけではなく、どのように出口を案内するのか。案内看板を利用することも必要ではないかと思う。

ヤマダ電機： まず、出口への案内について、出口は国道側と市道側がある。国道側からは守山の方にはしか行けないので、守山方面は国道側に、大津市市街方面は市道側に行く様に駐車場の建物の柱を利用して看板を掲示していく。

会長： 入口についてはどのようにお考えか。少なくとも国道 477 号の出口から入ってくる車があるのではないかとこの可能性があるのでは、何か措置を講じられることが求められるのではないかと()。

ヤマダ電機： 敷地南西角に矢印の看板を設けまして、駐車場の入口を案内する。

会長： 南西角。もしほかに置くことができるとしたら、どういう場所があるか。

ヤマダ電機： 南西角のところは立看板というか、あまり大きなものを建てて視界を阻害してもいけないので、壁面にも必要かと思っている。それと市道側出入口のところはこちらから見える様な看板を立てる。国道側出口については、ここは出口専用という様な看板を付ける予定()。

会長： 先程、信号現示を変えることもそう簡単ではないのではないかとこの点について、今後、課題としてどのようにお考えでしょうか。継続して。

ヤマダ電機： 確かに警察の方としても難しいとは仰っていたが、オープンに向けて継続して話し合いをしていこうと考えています。

委員： 最後にひとことだけ。全体を通しての話だが、いずれにしても、かなり交通混雑も激しい地域・路線において出店をされるのだから、今後、生じる交通混雑の、全てが御社に責任があるのではないが、さきほど会長も示された様に、その一端を占めることも、また事実。その様なことを受けて、今後、御社にとってのお客さんである車での来店者に対してどの様な姿勢で臨まれようとしているか。精神論で結構なので、一言、発言頂きたい。

ヤマダ電機： 車での来店を、例えば、バス等の公共交通機関でという様な話もあるが。ここの場所ですべて実際にその様なものがあるかどうかは、正直言ってまだ検討していないが、可能性があるとなれば、案内していきたいと思う。

どうしても車でここに入るのに、どうにもこの交差点がヤマダ電機に入るために渋滞して、これは明らかにヤマダ電機のお客さんが増えたためだという様な形になった場合は、オープンセール

の時もそうだが、駐車場の分割という様なことも考えた方がいいのかなと思っている。

会長： 最後にもう一度確認だが、先程の質問との関わりで、地元自治会等に入って、それなりの協力はしていくということについては、確認させて頂いてよろしいか。

ヤマダ電機： はい。

会長： はい。ほかにあるか。

委員： 市から出されている景観に関する意見だが、是非、景観に配慮した建物にして頂きたい。

会長： それはいかがか。

ヤマダ電機： そういったところも加味した形で、今回、建物の色もアイボリーを基調にした色としている。地元自治会さんからもそういったお話しがあったので、極力、派手にならないように、かつ、地味にならないような形。そんなにけばけばしい建物ではない。

委員： 看板とか。

ヤマダ電機： 田んぼが近くて、農作物に明かりで影響するという様なことはあったが、看板の色や形等でクレームをもらったことはない。私共、県内にも店舗があるので、今までだとレモンイエロー的な色を基調としてやってきたが、その辺についても協議の中でアイボリーに変更しているかという様なことなので、協議しながらやらせて頂いていると考えて頂けたら。

(2)「スター栗東辻店」の新設届出について

建物設置者 スター株式会社が新設届出資料に基づき説明

委員： 二点、お伺いしたい。

一点目は駐車場の出入口に関する事。届出書では図面3。御社の場合には、既存店舗があったということだが、出入口位置および入出庫の方向は従前と変わらないのか。

スター： 現状では、特に右折入庫は禁止していないが、今回、店舗が大店立地法に掛かるということで、入出庫の方向については、左折での誘導でやらせて頂きたいと考えている。

委員： 現状は、右折入出庫を認めた上で4箇所を設置されているということか。

スター： 国道側の出入口1の駐車場はまだ駐車場として利用しておりませんので、現状あるのは出入口の国道側の2、3、県道側の4となっております。

委員： 関連してお伺いしたいが、出入口1は、出入口2、3から離れたところにあるから、こういうところに設置してもそれほど大きな問題はないと思うが、出入口2、3というのは道路の幅

員と照らし合わせてみると 20 m 程しか離れていない。この様な隣接したところに、出入口を 2 箇所設ける理由は何か。

スター： こちらの出入口だが、まず、既存で使っているという点で、特に問題がなかったということがひとつあり、その点を含めて、こちらの左側のところに 3 箇所出入口ができることについて、所轄さんを含めまして協議させて頂いたが、特に事故は起きていないということで、安全上、問題ではないというご判断を頂いたのと、あと、店舗ができた際に急に出入口の運用が変わると、出入口 2 の辺がなくなった場合にお客様が混乱するのではないかとのご指摘があったので、既存のまま、使わせて頂きたい。

委員： 20 m くらい程先に見えているのだから別に混乱はない様に思うが。どういう意味か、混乱というのは。

スター： 今まで使うことができた出入口が急に使えなくなること。

委員： 未来永劫、この 2 箇所に出入口を置くというのは、何か妙な気がする。要は、幹線道路への、あるいは幹線道路からのアクセスというのは、できるだけ減らす方がいい。その様な接触の機会を増やすと、たくさんの減速となにか事故につながる危険もあるわけだから。そうすると、出入口 2、3 というのは一箇所に集約した方が、折角この店舗を大きくして、駐車場のスペースも変化するわけだから。出入口 1 は出入口 2、3 とかなり離れているから、これはいい。出入口 2、3 を隣接して、2 箇所につくるメリットがどうもよくわからないが、御社としてはメリットがあるのか。

スター： 店舗設計として 2 箇所出入口は頂きたいということと、新しく出入口をつくるのであれば、2 箇所必要かとの議論になるが、現状に使っていて、特に問題性は生じていないので。

委員： この国道 8 号で渋滞は起らないのか。

スター： 店舗の前では、渋滞は確認していない。

委員： 繁忙期においてもか。

スター： その点もあるので、店舗誘導としては左折での入出庫を、今後は徹底して誘導していきたい。

委員： 左折入出庫というのは原則。それは励行して頂くという前提。やはりどうしても 2 箇所必要か。

スター： そう考えている。

委員： もう一点ね、同じような件だが、幹線道路に直接、出入口を設けるといの方がよいとお考えか、あるいは幹線道路とひとつランクを落とした道路に出入口を設ける方がベターだとお

考えか。どの様な思想で計画を立案したか。

スター： 出入口の、国道8号の方と県道の方と。

委員： 一般的に、ひとつランクの落ちた道路に面して1箇所、国道8号という幹線道路に3箇所、この様な出入口の設け方をされているが、幹線道路に直結される方が望ましいとお考えか。

スター： もちろん、そちらの方がアクセスとしては、お客様は便利だと考えるが、駐車場等の考え方からすれば、伏線の方から入庫すべきという考え方がある。もともとこの出入口2、3、4は現状も使っているので、基本的には建物を大きくするという考え方のもと、出入口については、変更なく使っていきたい。

委員： ただ、そういう風に言われると、出入口1を新たに増やされる。

スター： はい。

委員： それは幹線道路の負担を増やすことにならないか。

スター： 出入口1から入った車は、駐車場の南側に行けないので、この国道8号しか接道がないという状況。

委員： でも、負荷は増える。

スター： そういう意味では、増えるとは思う。

委員： では、結構。

会長： ほかにいかがか。

委員： 一点だけ。先程との関係で、出入口3で右折出庫しようとする車が出てくると、出入口2で右折入庫する車と左折出庫する車と滞留が起こる可能性があるかなという感じがする。できるだけ左折で誘導していくということだが、右折で入出庫する車があると、出入口2、3が近いので錯綜するような感じがする。今後とも、十分な対策をお願いしたい。

会長： ほかにあるか。

委員： 質問ではないが、参考までに教えて頂きたい。この既に開設されている金融店1、2、3、4というのは消費者金融か。

スター： はい。

会長： ほかに。

委員： 届出書 p.14 について、確認させて頂きたい。廃棄物の回収サイクルだが、平均保管日数が回収サイクルを表しているということか。

スター： 平均保管日数と回収頻度の関係だが、現状、この日数にて回収している。

会長： よろしいか。

委員： 24 時間営業をなさるが、青少年の非行防止とかの対策について何かお考えをお持ちか。

スター： 現状の店舗は店舗面積 1,000 m²アンダーであるが、以前、この店舗においても 24 時間で営業していた経緯があり、その点においては、周辺の住民様のご理解を頂けると思う。また、店舗の 2 階には、スター本社が入っているので、その辺の警備体制は十分に対応可能だと思う。開店後、もし、そのような青少年謂集等があれば、所轄さんとの連携の下に一層の対策を講じていきたい。

会長： ほかにいかがか。若干、確認をしたいと思うが、ひとつは先程の出入口に関わって、左折入庫、左折出庫ということだが、これまでは右折もあった。そこの関わりで、左折にして、お客さんにとって特に不便ということはないのか。

スター： やはり不便に感じることは、あるかも知れないが、その辺は、お客様に徹底した周知のもと、ご理解を頂きたいと考えている。

会長： 定期的に交通整理員を配置するお考えの様だが、常時配置する形になるのか。

スター： 交通整理員は開店時に 5 ~ 6 名配置する。経路として誘導が必要な箇所については、交通整理員を配置するなど経路を周知する。

会長： 場合によっては常時か。

スター： 開店後は状況に応じて、やはり右折が多い様であれば配置頻度を増やすなど、その時にあった対応策を考える。

会長： なるほど。例えば、国道 8 号というのは、結構、交通量があるのではないかと思うが、こちら県道は、国道 8 号に比べたら交通量は少ないのか。

スター： 少ない。

会長： 整理員がいなければ、右折入出庫が発生するのではないか。

スター： 発生すると思うが、現状の店舗を見ていると、この国道 8 号を右折するのは難しいので、出入口 4 から左折してローソンの方を回って帰っていくお客様が非常に多い。

会長： 差し当たって左折で出庫しても、お客さんにとってそれほど不便ではないということか。

スター： 周辺の道路が三角形になっており、そこまで大きな誘導経路ではないので、ご理解頂けるのではないかと。

会長： それから防犯の問題について、届出資料に一応書かれている訳だが、特に夜間の防犯体制はどの様にお考えか。

スター： まず、警備員はいるが。

会長： 従業員含めて、警備に当たるとのことだが。

スター： 駐車場 1 の 20 台が北側にあるが、夜間の利用頻度は低いかと思うので、開店してからその様であれば、こちらをお客様に使って頂かないようにして、店舗の前の駐車場を利用させて頂くなど、状況に応じて入庫制限をしていくとか。

会長： 夜間においても警備員もしくは従業員が駐車場を見回ると。

スター： 店舗には従業員が何名かいるので。

会長： 夜には、大体、何人くらいいるのか。

スター： 3 ~ 4 名。

会長： それでもいけると。

スター： はい。制服警備員が常時 1 名。駐車場 2、3、4 に関しては、店舗から一望できるので、死角になる駐車場 1 について対策が必要かと。

会長： ほかにあるか。よろしいか。

(3)「ヤマダ電機テックランド大津店」の新設届出に係る審議

会長： 交通渋滞、交通安全の問題が一番大きいと判断される。対策はそれなりに講じられている様に私の方では聞いていたが、何らか、最小限の要望は付けたほうがいいのではないかと。騒音関係のところは、もし必要があれば、追加的にただし書きを付けておくことが必要かと思う。社会的責任の問題については、どの様に考えたらよいか。積極的な協力ということについては、当面自治会との関わりで考えている様なので、あまり言えないなという感じはする。

委員： それでいいと思う。ああやって釘を刺したことにはならないが、地元自治会と協議するというだけでも若干、前進だろう。

会長： 騒音についてはどうか。将来について。

委員： 難しいとこだが。一応、留意事項などの形で付けておいた方が。

会長： わかりました。将来、住宅等が隣接する様な場合があった時には、と。

委員： はい。

会長： 交通関係では、それなりに考慮され、関係機関と話し合いは一応されている。多分、不十分なところもあるのではないかと思うので、併せて、今後、継続して渋滞対策なり、安全対策というものを講じてもらいたいという気持ちはあるが、何らか意見として出していくべき点があるかどうか。

委員： 何がしかの留意事項を付けるというのがいいかと思う。

信号制御の件は、おそらく交通管理者が簡単に変更はしてくれないとは思いますが、これは事業者と交通管理者でもって、今後、開店に向けて協議はされるはずだから、これはいいかなと。また、琵琶湖大橋西詰交差点が混むと、ヤマダ電機だけでなく、イズミヤの方にも影響を及ぼすことから、両者お互いに話し合わざるを得ないという形になると思う。留意事項のひとつの案としては、オープン後、交通問題等、諸問題が生じるからには、包括的な協議の場というものをお持ち下さいという様な網掛けの方が良いのかなと私は思う。

会長： なるほどね。

委員： 何らか問題は起こると思う。そうなった場合に、イズミヤや地域の自治会さんもある訳なので、全ていろいろと話し合って頂くと。それを拒否されたら困るので、その様なことを確認しておくというぐらいの方が私はいいかなと思います。

会長： はい。わかりました。交通関係で、今のオープン後の関係者との協議の問題、私なんかは先程の渋滞対策、安全対策なりを今後も引き続き継続して講じていくということ。何か他に何か。

委員： 看板について、先程、聞いておられた。

会長： 看板ね。

委員： イズミヤさんとヤマダ電機さんがそれぞれ立てるのでなく、同じ道路を使うところなので、共通で看板をつくるのはどうか、そういう方法で臨む必要もあるので、そういうことも含めた協議。

委員： それはいい方法だ。

会長： 看板は多分、重要ではないかと思う。もし、ほかにあれば。よろしいか。そうしたら、案

としては意見なしという形にして、ただし書きで。交通関係のところ、ひとつはオープン後、関係者で協議をしていく。それから、交通安全、渋滞対策を継続して追及していくこと。必要であれば、関係機関と協議をしていくこと。それから、将来のことを考えて、騒音対策について、将来、住宅等、隣接するような場合には、これに適切に対応するという、大体、その様な形のただし書きを付けておくということにしてはどうかと思う。よろしいか。

委員： はい。

(4)「スター栗東辻店」の新設届出に係る審議

会長： 続いて、スターについて。説明や質疑を聞いておまして、特に指摘しなければならないところもないなという感じがした。基本的には、意見なしという方向でいいと思うが、何かただし書きなり、留意事項を付ける必要はあるとお考えか。出入口のところ何かあるか。

委員： 車両動線の交錯。その辺で何か。

会長： 付けますか。

委員： はい。付けて頂いたらという感じがする。

会長： 例えばどの様な感じか。

委員： 要するに、今まで事故が起こっていないにしろ、我々として、ひとつ注文付けておいた方がいいと思う。原則として、あんなところで出入口の入出庫車の動線をクロスさせるというのは、駐車場の出入口の設計としてよろしくない。だから、そのところで、我々が注意してくださいよと言っておくと、仮に何か問題が起こった時でも審議会としてそれは対応したと。放っておくと審議会もそのまま認めたとする。今まで事故が起きたかどうかではなく、基本的にちょっとおかしいですよ、できれば再検討された方がいいのではないですかというぐらいのことは言っておいて、事業者さんがそれでも改められなかったら、それはもう、事業者さんの責任でやって頂くとならざるを得ないと思う。ひとつ、原則論は言っておいた方がいいと思う。

会長： ということは、言わば駐車場出入口の適切な運用か。それから将来的には出入口2、3についての検討を何か促すという形にするか。

委員： 出入口2、3の運用については、例えば再検討することが望ましい。例えば、出入口2は入口、出入口3は出口という様なことも考えた方がいいのではないか。これは押し付けではなく、例えば、というもの。

会長： その一点でいいか。

委員： いいと思う。本当は、出入口をひとつにするのがいいと思うが、現にこの二つで運用して

いてということなので。あるいは書くとしたら、本来ひとつにするのが望ましいと。二つのままで運用するならば、出入口2でインを、出入口3でアウトという様な形で運用するのが望ましいと。

会長： 具体的な指示の形として、抽象的に適切な運用ということにして、口頭で例を示すこともできるか。

事務局： 本文では再検討してみてもどうかとして、例示を付け加える形ではどうか。

会長： なるほどね。わかりました。はい。それでは、スターにつきまして意見なしということにして、ただし書きで駐車場出入口に関して、出入口2、3の適切な運用と例示を入れておくということではよろしいか。

委員： はい。

会長： 今日の2件につきまして、審議の結果を事務局の方からご報告頂けると。

事務局： それでは、本日の審議結果を確認させて頂く。

まず、1件目のヤマダ電機テックランド大津店につきましては、意見なし。

ただし書きとして3項目。

一点目は、渋滞対策に関して、関係者と十分協議する場を持ってくださいということ。

二点目は、交通安全、渋滞対策について、今後とも、継続して検討してくださいということ。

三点目は、騒音対策について基準を超えるc地点の反対側に、もし将来住宅ができる様であれば、その時に届出書の添付資料に挙げていた様な対策はやってくださいという念押し。

2件目のスター栗東辻店についても意見なし。

ただし書きとして出入口2、3の車両動線について、出入口の適切な運用を再検討されてはいかがかということで、例示として出入口2を入口専用、出入口3を出口専用にするなど。

会長： はい。ただいまの報告内容を立地審議会の規定第7条第1項の規定に基づき、本日付で知事に答申することにしたと思う。答申文については、私の方で責任持つが、委員の皆様にもご確認は頂くということにしたと思う。宜しくお願いする。

その他
事務連絡等。

閉会

()その後の建物設置者と関係者の協議により、国道477号出口の接道幅を拡幅することにより、来店車両入口としても使用することとなった。